

稻作生産組織の展開方向に関する一考察

—山形県酒田市における近年の動向から—

中 村 勝 則*

目 次

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------|
| 1. 課題設定 | 1) 広野地区における近年の稻作生産組織の性格付け |
| 2. 分析対象地区の概況 | 2) コンバイン共同利用組織形成の背景 |
| 1) 酒田市における稻作の担い手の変化 | 3) カントリーエレベーター施設導入の背景 |
| 2) 広野地区における稻作概況 | 5. 農民層分化・分解と生産組織形態 |
| 3. 組織対応から見た広野稻作の展開過程 | 1) 広野地区におけるコンバイン共同利用組織の分析 |
| 1) 第Ⅰ期：トラクター共同利用組織の時代
〈1961年～65年〉 | 2) 農民層分化・分解と生産組織形態 |
| 2) 第Ⅱ期：集団栽培の時代〈1966年～74年〉 | 6. 稲作生産組織の展開方向 |
| 3) 第Ⅲ期：自己完結的個別経営の時代
〈1975年～89年〉 | 1) 当面の稻作生産組織の展開方向 |
| 4) 第Ⅳ期：コンバイン共同利用組織の時代
〈1990年～〉 | 2) 後継者確保を見据えた地域稻作の展望 |
| 4. 近年の稻作生産組織の性格とその成立の背景 | 7.まとめ |

1. 課題設定

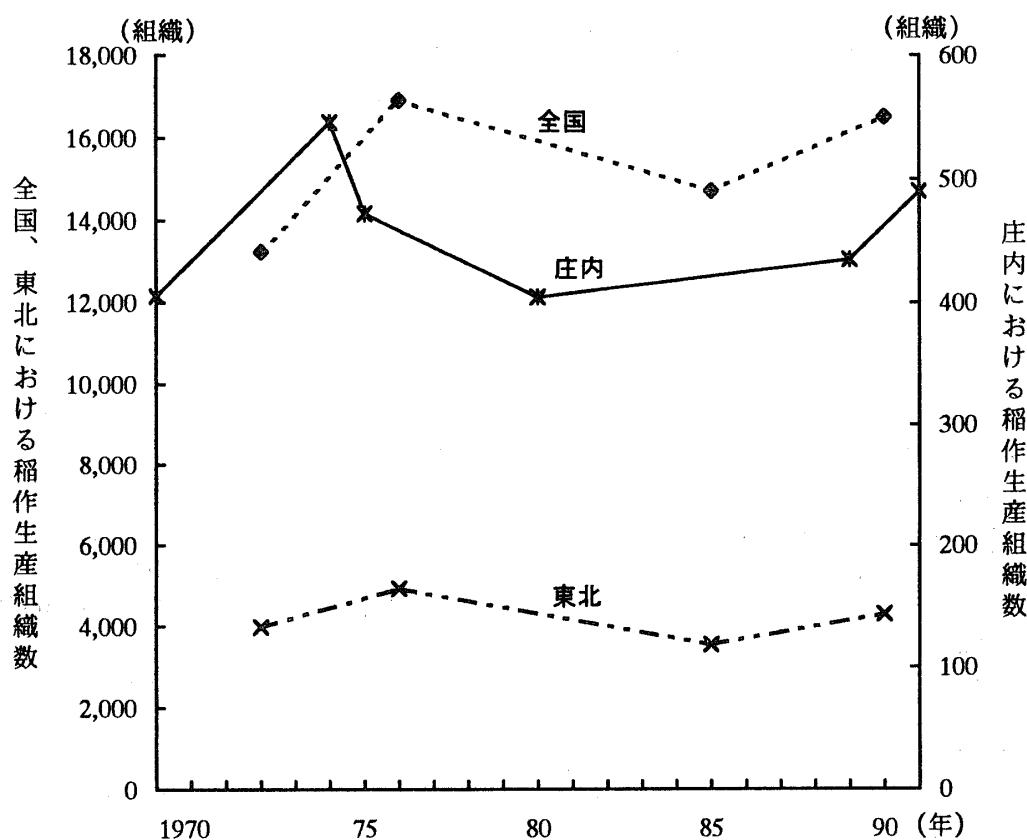
1990年代、農政は、より効率的な農業生産を担う主体として「組織経営体」と「個別経営体」の育成を標榜している。「組織経営体」とは、「複数の個人または世帯が、共同で農業を営むか、これと併せて農作業を行う経営体」のことであり、具体的には「農事組合法人や有限会社のほかに、生産組織のうち経営の一体性および独立性を有するもの」をさす。

しかし、これまで米を取り巻く環境の変化に対応して稻作農家がつくってきた生産組織は、個々の経営は独立させながら結合しているものがほとんどであり、個別経営を補完する役割を持つものである。つまり、生産組織は下線部の点において上述の「組織経営体」とは明らかに異なる性格を持つものであり、「個別経営体」と「組織経営体」の中間に位置づけることができる（以後、本稿でいう生産組織とは、上述の「組織経営体」の範疇に入る生産組織を除いたものである）。

したがって、生産組織の展開方向として、「個別経営体」へ戻る道、「組織経営体」へと発展する道、あるいは個別経営を補完する機能を果たしながら、あくまで両者の中間項として維持されていく道という、3つの道が考えられる。

ここで、稻作生産組織数の推移を第1図によって見ると、1970年代半ばをピークに減少していくことから、この時期、多くの組織は解散し、「個別経営体」へ戻る道を歩んできたと考えられる。

* 岩手県農業研究センター



第1図 稲作生産組織数の推移（全国、東北、庄内）

資料：1)農林水産省統計情報部「農業生産組織調査報告書」。
2)農林水産省統計情報部「農林業センサス」。
3)五十鈴川寛他「稲作生産組織の動向と地域農業の展開」
山形県立農業試験場報告第21号、1986年、p.65.
4)山形県立農業試験場「稲作機械利用組織の経営管理指標の作成」
1994年、pp.4~5.

もちろん、中には「組織経営体」に移行したものもあるだろうが、それはごく一部にすぎなかつたと思われる。

ところが、1990年代に入り、稲作生産組織数は再び増加している。つまり、新たに生産組織が形成されているのである。今後、個別および組織経営体を育成しようとするならば、こうした生産組織に対して、適切な支援策を施すことが重要であるが、そのためには、それらが、どういった性格をもつ組織なのか、なぜ形成されるに至ったのか、従来の組織とはどういった点で異なるのか、今後どのような展開方向をたどるのか明らかにしておく必要がある。

そこで本稿では、山形県酒田市の広野地区を事例として、以下の課題を明らかにする。

第一の課題は、広野地区における近年の稲作生産組織形成の要因は何かということである。

第二の課題は、新たに形成されてきた組織に対する性格付けである。これは次の二点に焦点を当てる。まず、稲作生産過程のどの部分に関する組織化なのかという点である。もう一つは組織の形態についてである。すなわち、酒田市は1960年代半ばに東北地方で最も早く集団栽培を導入した地域で、これは集落を単位とした組織化で、かつ集落ぐるみ組織であることに特徴があつたが、近

年形成されてきた稻作生産組織はどうなのかということである。

第三の課題は、組織の展開方向を考察することであり、特に次の点に留意する。のちに明らかにされるが、近年形成されてきた稻作生産組織の多くはコンバイン共同利用組織を主体とするものであり、カントリーエレベーター（以下CEと略す）の導入と密接な関連を持っているという点である。CEについて重視するのは、それが近年急速に全国で導入が進んでおり、このことが近年のコンバイン共同利用組織の形成と深く関わっているからである。

以上の課題を見ていく上で、農民層の分化・分解（註1）との関わりを無視できない。本稿では農民層の分化・分解という視点に立ちながら、課題にアプローチする。

なお、酒田市広野地区は以下の点から、本稿の課題を明らかにする上で、適切な事例であるといえる。

①酒田市は、わが国有数の稻作地帯であり、その稻作の動向が、わが国稻作に大きな影響を与えること。

②1970年代半ばからの稻作生産組織の減少傾向から、近年における増加傾向への転換という、全国と同じような動向が、端的に見られること。

③主として集落を単位としながら生産組織が形成されていること。

④生産組織がCEの運営と密接に関連していること。

註1) 本稿では「農民層」を、生産手段を所有する家族経営農家群とする。これらは経営間の競争にさらされる中で、規模を拡大していくものたちと、規模を縮小したり農外兼業に賃労働者として従事したりして、いずれ農業経営から離れる傾向にあるものたちとに分かれていく。このことを農民層の「分化」とする。そして、後者の群が最終的に農業経営をやめることを農民層の「分解」と考えることにする。

2. 分析対象地区の概況

1) 酒田市における稻作の担い手の変化

酒田市の水田化率は85%（1996年）であり、典型的な水稻单作地帯である。稻作単一経営は、兼業に従事しながらでも十分可能であるという性格を持っており、50年代後半からの高度経済成長に伴い、酒田市でも農外労働市場が展開してきたとき、稻作農家の家族員は稻作を行いながら、農繁期の合間に縫って兼業に従事するようになった。さらに、稻作の基幹作業が機械化されたことによって省力化が進んできた。このことにより、稻作従事者は周年的な兼業従事が可能になり、稻作農家出身の新規学卒者が農外に就職するようにもなった。

第1表をみると、酒田市の基幹的農業従事者数は、1960年に男性約5,800人、女性約6,500人いたのが、95年では男性約2,100人、女性約1,500人まで減少している。農家戸数の推移をみると、60年に約5,900戸あったのが、95年には約3,200戸にまで減少している。よって、農家1戸あたり基幹的農業従事者は、60年に男子0.99人、女子1.10人から、95年には男子0.67人、女子0.48人へと減少してきている。ここで見逃せないのは、女子の減少の速度が男子のそれを上回わって推移してきたことである。

中 村

第1表 酒田市における規模別農家戸数と基幹的農業従事者数の推移

(単位:戸、人)

年次	経営耕地規模別農家戸数				農家戸数 合計	基幹的農業従事者数	
	1ha未満	1~2ha	2~3ha	3ha以上		男子(1戸あたり)	女子(1戸あたり)
1950	2,128	1,244	1,048	1,133	5,553	—	—
60	2,396	1,219	1,090	1,188	5,893	5,846 (0.99)	6,476 (1.10)
70	2,259	1,160	1,053	3~5ha	5,595	4,123 (0.74)	3,925 (0.70)
80	1,930	940	935	1,108	4,953	3,223 (0.65)	2,597 (0.52)
90	916	761	753	1,081 3~4ha 4~5ha	3,632	2,792 (0.77)	1,767 (0.49)
95	694	656	633	691 330 181 5~7.5 7.5ha以上	3,180	2,115 (0.67)	1,521 (0.48)

注: 1)農家戸数のうち、1990年および95年は販売農家についての数値である。

2)基幹的農業従事者とは、農業に主として従事した世帯員のうち、仕事が主の人のことである。

資料: 農林水産省統計情報部「農林業センサス」。

これは次のように解釈できる。1960年に基幹的農業従事者は農家1戸に男女あわせて2名いた。要するに、夫婦2人が稻作に携わっていた。稻作の機械化により、兼業従事が可能になってきたが、夫婦どちらも兼業に出たのでは生育管理がおろそかになりかねない。庄内米は高値で取り引きされているため、どうしても収量は落としたくない。かといって夫が兼業に専念し、妻が稻作に従事するとすれば、稻作は重労働部分が残されているため、大きな経営面積をこなすことはできなくなる。そのため、夫1人が稻作に専念しながらアルバイト的な兼業をすることとし、妻は兼業に専従するというかたちが最も合理的となる。こうした形態の稻作経営を、主として男性1人が基幹的農業従事者となって行っているという意味で、「ワンマンファーム的稻作経営」と呼ぶことにする。先に述べた、農家一戸あたり基幹的女子農業従事者の男子を上回る減少は、このワンマンファーム的稻作経営が増加したことによってもたらされた。

また、農家戸数を経営耕地面積規模別にみると、1ha未満層が1970年には約2,300戸あったものが、95年には約700戸へと大幅に減少する一方で、これら農業をやめた農家の土地を集積することにより、1970年に15戸だった5ha以上の上層農家が、95年には275戸にまで増加している。このように、4ha前後層を機軸とした階層分解がみてとれる。

2) 広野地区における稻作概況

酒田市広野地区は、市中心部から車で10分ほど国道7号線を南下した所に位置する。同地区の近年の稻作概況をまとめたものが第2表である。1995年における広野地区の農家数は195戸で、そのうち90%近い農家が稻作単一経営を営んでいる。これを専兼別で見ると、専業農家4戸に対して、第I種兼業農家86戸、第II種兼業農家105戸となっており、兼業農家率は97.9%ときわめて高くなっている。平均経営耕地面積はおよそ3haとなっている。

これらの数値を、酒田市全体と比較してみよう。酒田市は販売農家3,180戸のうち、稻作単一農家は2,260戸で稻作単一農家率は71%である。また平均耕地面積(田)は2.0ha、兼業農家率は87.5%と算出される。これらの数値が広野地区のものに近いことから、広野地区は、酒田市の稻作を代表する地区であると言える。

稻作生産組織の展開方向に関する一考察

第2表 広野地区の概況（1995年）

集落数及び農業概況		調査 集落	農家戸数	平均水田 耕地面積
集落数	13 集落	A	17	400a
		B	9	245a
		C	18	332a
水田率	85%	D	20	257a
農家総数	195 戸	E	10	311a
専業農家	4 戸	F	21	257a
第Ⅰ種兼業農家	86 戸	G	20	366a
第Ⅱ種兼業農家	105 戸	H	15	234a
稻作単一経営割合	87.7%	I	20	293a
販売農家平均耕地面積	3.0ha	J	3	352a
		K	42	276a

注：1) 集落数及び農業概況の数字は、農林水産省統計情報部「農林業センサス」、調査集落 A～K の数字は聞き取り調査による。

2) 調査の際に、農家がいない集落を除外し、実質1つの集落として機能しているものは1つにまとめるという操作を行ったので、集落数と調査集落の数は合致しない。

広野地区は13集落からなっている。そのうち今回は、耕作している農家がいない1集落を除く、12集落の代表者に聞き取り調査をおこなった。ただ、本稿で登場する集落はA～Kの11集落となっていて、数が合わないが、これは集落Kが統計上、東地区と西地区とに分けられているだけで、実質1つの集落として機能しているとのことだったので、これら2つを1集落として扱うこととしたからである。

集落ごとの農家戸数をみると、集落B, E, J, Kを除けばおおむね15～20戸程度になっている。第3表によって規模別農家数の推移をみると、1970年以降、1ha未満層は141戸から25戸へと減少したのに対し、5ha以上層は70年1戸から95年では43戸にまで増加した。とくに1ha未満層は80年以降の減少が甚だしい。1ha未満の下層農家が農業経営をやめ、これらの農地を、経営受委

第3表 広野地区における規模別農家戸数と基幹的農業従事者の推移

(単位：戸、人)

年次	経営耕地規模別農家戸数					農家戸数 合計	基幹的農業従事者数	
	1ha未満	1～2ha	2～3ha	3ha以上			男子(1戸当たり)	女子(1戸当たり)
1950	111	91	68		96	366	—	—
60	143	90	82		80	395	459 (1.16)	401 (1.02)
70	141	78	78	3～5ha	5ha以上	378	295 (0.78)	239 (0.63)
80	109	53	64	80	1	315	185 (0.59)	98 (0.31)
90	35	47	40	79	10	211	182 (0.86)	80 (0.38)
95	25	39	29	3～4ha	4～5ha	184	130 (0.71)	41 (0.22)
				28	31			
				3～4ha	4～5ha			
				30				
				5～7.5ha	7.5ha以上			
				36	7			

注：1) 農家戸数のうち、1990年および95年は販売農家についての数値である。

2) 基幹的農業従事者は農業に主として従事した世帯員のうち仕事が主の者を指す。

資料：農林水産省統計情報部「農林業センサス」。

託や借地、土地売買によって集積し、5ha以上層の上層農家が増加してきたと考えられる。

なお、本稿では、農地を所有しながらも、農協の経営受委託事業や利用権設定によって全作業と管理一切を委託していたり、相対で耕作を請け負わせている世帯のことを「経営委託世帯」と呼ぶことにする。統計書にカウントされる「農家」には、実際は耕作していないにもかかわらず、相対契約で耕作を請け負わせている経営委託世帯も含まれるが、聞き取り調査では、実際に耕作している世帯のみを農家として捉えている。

さて、農家一戸あたり基幹的農業従事者の推移をみると、1960年には男子1.16人／戸、女子1.02人／戸であった。このうち男子は80年までに0.59人／戸にまで減少し、その後は0.80人／戸前後で推移している。一方、女子は80年代の一時的な増加をはさんで再び減少している。これは、先に述べたように、酒田市稻作の特徴であったワンマンファーム的稻作経営の増加を反映した数値であると言える。

以上のことから、酒田市全体の動向と同様に、広野地区においても下層農家の分解と上層農家への土地集積、そして稻作経営のワンマンファーム化が進んできたことが見てとれる。

3. 組織対応から見た広野稻作の展開過程

広野地区における、1995年時点で存在する稻作生産組織の設立年次を第4表によってみよう。組織はそれがよって立つ集落名を表すアルファベットの小文字で表記し、同一集落に複数の組織がある場合は、設立が早い順に番号をつけた。また、基本的に同じメンバーでありながら、作業に

第4表 広野地区の稻作生産組織（1995年）

組織番号	集落	設立年次	耕起・ 代掻き	育苗	田植え	刈り取り
k ₁	K	1965	○			○
k ₂	K	"	○	○	○	○
k ₃	K	"	○	○	○	○
h'	H	1972		○		
k ₄	K	1988	○	○	○	○
i ₁	I	1989			○	○
aj	A+J	1990			○	○
i ₂	I	"			○	○
a ₁	A	1992				○○○
bc	B+C	"				
i _{1'}	I	"	○			
i _{2'}	I	"	○			
g'	G	"			○	
g	G	"				○
f	F	"				○○
h	H	1993				○○
a ₂	A	1994				○○
a ₃	A	"				○○
e	E	"				○○
d ₁	D	"				○○
d ₂	D	1995				○○

注：1)聞き取り調査により作成。

2)組織 i_{1'}, i_{2'}, g' はそれぞれ組織 i₁, i₂, g から 1 戸ずつ除いた組織である。

稻作生産組織の展開方向に関する一考察

よっては一部構成員が加わらないという組織については、構成員が多い作業を行う方の組織名にダッシュを付すことにより、区別している。

すると、まず1965年頃に形成され、今なお存続している組織が集落Kに3組織（組織 k_1 , k_2 , k_3 ）ある。また、組織 h' の育苗組合が72年に設立されている。そして88年を過ぎた頃からトラクター作業や田植えを行う生産組織が出現し始め、特に90年以降、刈り取り作業の生産組織が各集落に形成されてきたのが目立つ。

このように組織の設立年次に偏りが見られるのはなぜであろうか。農業基本法以降における、広野地区の稻作の展開過程を次のように、第I～IV期の4つの時代に区分して追ってみよう。

第I期：1961～65年

第II期：1966～74年

第III期：1975～89年

第IV期：1990年～

一連のながれを第2図にまとめてあるので、そちらも随時参考にしていただきたい。

1) 第I期：トラクター共同利用組織の時代（1961年～65年）

第I期は、わが国がちょうど高度経済成長を続けていた時代であり、都市部の労働力需要に引っ張られて農業労働力が流出した時期である。このため、春作業の労働力不足を作業適期の異なる市周辺の山間部の農家からの人員調達で補うことが、年を追うごとに難しくなっていった。そして、ようやく稻作の現場にトラクターが登場し始め、これを共同利用する組織が形成されたのである。

1964年に旧広野農協がとりまとめた資料を参考に整理したのが第5表であるが、これによると、当時トラクター共同利用組織は9組織存在していた。これらは組織③を除き「5～8戸の会員で、しかも広野地区平均耕作面積以上の経営農家が殆ど」であり、「労力的に余裕のない会員同志の組織体」であった（註1）。組織所有トラクターが、いずれも農業近代化資金を借り入れることによって導入されていることから、これらは少数の農家による自生的かつ同志的な生産組織であったと言える。そこで、第I期を「トラクター共同利用組織の時代」と呼ぶことにしよう。

ところで、当時最も過酷な労働であった田植えについては、当時まだ田植え機は普及しておら

第5表 広野地区第I期における機械共同利用組織（1964年）

組織番号	集落	参加農家戸数	トラクター		耕耘機台数	備考
			台数(形式)	導入年次		
①	A	7	1 (15ps)	1963	1	1966年に集団栽培組織へ再編
②	A	8	1 (15ps)	1964	1	//
③	B	27	1 (15ps)	//	4	//
④	D	5	1 (27ps)	//	-	//
⑤	H	5	1 (27ps)	//	1	1980年代半ばに解散
⑥	K	5	1 (15ps)	1963	1	組織①～④のうち、1つは1970年代末に解散し、88年に組織 k_4 として復活。他の3組織は65年に組織 k_1 ～ k_3 に再編された。
⑦	K	5	1 (15ps)	1964	1	
⑧	K	7	1 (15ps)	//	1	
⑨	K	8	1 (15ps)	//	1	
合計		77	9		5	

出典：広野農業協同組合〔1〕pp.2～3, 1964年。

ず、田植え時の労働力不足と、それによる田植え労賃の高騰は深刻化していった。とくに上層農家にとっては頭の痛いことであった。広野地区を含め、庄内地域では、主として春作業時の労働力不足が集団栽培の必要条件を用意したのである。

2) 第Ⅱ期：集団栽培の時代 〈1966年～74年〉

1960年代半ばになると、庄内地域でも集団栽培が行われるようになった。庄内における集団栽培のねらいは次の点にあった。一つは第Ⅰ期から持ち越された春作業時の労働力不足を共同作業によって解決すること。もう一つは上層農家を交えた共同作業を行うことによって、彼らの技術でもって、地区全体の収量アップを図ることである。

広野地区では、1966年に第一次構造改善事業によって、集落H, Kを除いた9つの集落に中型トラクターが導入され、集落ぐるみで中型トラクター共同利用と集団栽培が行われた。なお、一次構では大型機械の導入と土地基盤整備をあわせて行うことが一般的であったが、広野地区では、土地基盤整備を後回しにして、大型ではなく、中型トラクターを導入したことに特徴があった。この方式は、酒田市において数多く見られ、「酒田方式」の集団栽培として全国から注目を浴びた（註2）。

「酒田方式」による集団栽培の核となる中型トラクター共同利用組合は、行政当局の指導により集落全農家によって組織された、いわば官製版生産組織であった。集団栽培初期の段階では、これら全農家が輪番制によって出役し、春作業を中心に共同作業を行っていた。そして、集団栽培のねらいである增收も実現した。

ところが、集団栽培の時代はそれほど長くは続かなかった。

まず、兼業化が進んできたことで、全員出役が次第に崩れ、出役者が上層農家に固定化されてきた。こうなれば、下層農家は、兼業で農外所得を得たうえに上層農家のすぐれた技術によって增收された分、米代金の増加を享受できる。そんな下層農家を横目で見ながら、安いオペレーター賃金で作業を行わなければならぬ上層農家は次第にストレスを溜めていった。しかし上層農家にすれば、集落ぐるみで集団栽培を行えばこそ、田植え時には下層農家からの協力が得られるという事情があったため、がまんを強いられた。

1970年代初頭には、田植え機が実用化段階に入り、もはや下層農家に労働力を依存する必要がなくなった。しかも田植え機の導入によって成苗移植から稚苗移植へと移行したことで田植え時期が早まり、耕起・代掻きの作業期間が短縮され、ますますトラクターのオペレーターである上層農家に負担がかかるようになった。もはや上層農家にとって集団栽培のメリットはなくなっていた。

このように、経済的要因と技術的要因双方によって上層農家と下層農家との間で対立が深まり、1974年には集団栽培を行っていた中型トラクター利用組合は、ほぼ一斉に解散し、ここに広野地区的集団栽培は終焉を迎えることになったのである。

3) 第Ⅲ期：自己完結的個別経営の時代 〈1975年～89年〉

集団栽培解散後の約15年間は、稻作機械一式を揃えた自己完結的個別経営が広範におこなわれた時代であり、これを第Ⅲ期「自己完結的個別経営の時代」とする。第Ⅲ期に広野地区に存在した稻作生産組織は、先に述べたところの第Ⅰ期から続く集落Hの組織⑤および集落Kの組織⑥～⑨のトラクター共同利用組織、そして第Ⅱ期に形成され今も存続している集落Hの育苗組合（組織h'）

のみであった。これらのうち、組織⑤は、トラクターのアタッチメントが多様化したことによって、トラクターを用いる作業量が拡大し、それにともなってトラクターの個人所有への要求が強まり、80年代半ばに解散した。また、集落Kのトラクター共同利用組織4つのうち、一組織は78年に解散した。

こうした個別化に拍車をかけたのが、自主流通米制度による庄内ササニシキの高値安定取引である。第2図より、庄内地域のササニシキの作付面積シェアは、1980年88.1%、85年では96.6%に達し、まさにササニシキ一色の時代であった。この極端な傾斜によって、地区全体としての刈り取り作業適期が一時期に集中し、各農家のコンバイン使用が激しく競合する。たとえば、短い刈り取り作業適期の中で、翌日雨の予報が流れると、その日のうちに自分の水田の刈り取りができるだけ進めたいという農家が続出する状況がそれである。組織の下ではなかなかそういう融通が利かないでの、共同化が妨げられてしまうのである。

4) 第IV期：コンバイン共同利用組織の時代 <1990年～>

自己完結的個別経営の時代を経て、1990年前後になるとコンバイン共同利用組織が各集落に形成されるようになった。これを整理し直すと次のようになる。

88年 組織 k_4

89年 組織 i_1

90年 組織 aj, i_2

92年 組織 a_1, bc, f, g

93年 組織 h

94年 組織 a_2, a_3, d_1, e

95年 組織 d_2

なお、広野地区では1991年にCE導入へ向けて地域的な取り組みを始めており、これが各集落にコンバイン共同利用組織を続々と形成させた要因の一つとなっている。このプロセスについては次節にゆずることにして、さしあたってここでは第IV期の始まりを90年とし、同年以降を「コンバイン共同利用組織の時代」と呼ぶことにしよう。

註1) 広野農業協同組合 [1] p. 1。

註2) 酒田市農業委員会 [3] を参考にすると、酒田市ではすでに明治末から大正はじめにかけて10a区画の整備がなされていた。また当時は水田で大型トラクターを用いる技術が確立していなかった。そのため、酒田市の青年により組織された「庄内農村問題研究会」が中心となって、土地基盤整備は後回しにして、まず中小型トラクターを導入することによって収量増大を狙うべきだと行政当局を説得したことによって、実現したのが「酒田方式」による構造改善事業であった。特に広野地区は泥炭地の水田が多く、大型トラクターのように重量のある作業機では、水田の中に入ったとき、その重さでスタッカしてしまったことがままあつた。このような自然条件を有しているため、大型トラクターはいらないとする農家が多かつたのである。

4. 近年の稻作生産組織の性格とその成立の背景

1) 広野地区における近年の稻作生産組織の性格付け

第Ⅳ期に入り、再び形成され始めた稻作生産組織の概要をまとめたのが、第6表である。これらの組織は、次に述べる性格を有する。

第一に、秋作業の組織化であるという点である。春作業に関する組織化であった第Ⅰ期、第Ⅱ期と異なる点であるが、この背景については後に検討する。

第二に、農家の自主的行動によってつくられた、「自生的」組織であるという点である。官製版組織であった第Ⅱ期の中型トラクター共同利用組織とはこの点で異なっている。

また、設立のきっかけをみると、CE設立の話を聞いたからという組織が多くなっていることから、複数集落分の水田面積をカバーする能力を有する大規模稻作施設が導入された下での組織化であることがわかる。これが第三の特徴である。

第四に、基本的に集落を基盤とした組織であるが、集落によって組織の構成員農家数が著しく異なることである。

次小節以降では、これら四つの特徴が生じた要因について考察する。このうち第一から第三の点については、広野地区においてコンバイン共同利用組織が形成された要因ならびにCE施設導入が

第6表 広野地区における稻作生産組織の活動内容と設立の経緯（1995年）

組織番号	設立年次	作業内容	構成員農家数	共同作業面積(a)			組織所有農業機械(形式)	設立のきっかけ
				耕・代	田植	刈取		
aj	1990	植・刈	2	-	954	954	植(6条), コン(4条)	
i2	"	植・刈	5	-	1,380	1,380	コン(4条), 植(6条)	
a1	1992	刈	2	-	-	620	コン(不詳)	近所の同級生同志で農作業もよく一緒にやっていた
bc	"	刈	5	-	-	2,180	コン(5条)	集落内にコンバインの更新時期が来ている兼業農家が多かった
i1'	"	耕代	2	720	-	-	トラ(32ps)	
i2'	"	耕代	2	470	-	-	トラ(32ps)	両農家のトラクターが更新時期に来ていた
g'	"	植	7	-	2,970	-	植×3(6条)	高速道路関連の補助事業を受けるため
g	"	刈	8	-	-	3,540	コン×3(4条)	
f	"	刈	15	-	-	4,030	コン×2(5条,4条)	CE設立の話を聞き、組織化しようと考えた
h	1993	刈	12	-	-	2,650	コン×2(4条)	CE設立を聞き、刈り取り組織をつくった方が有利と判断した
a2	1994	刈	3	-	-	1,480	コン×2(3条,3条高速型)	
a3	"	刈	3	-	-	1,901	コン×2(4条)	CE設立を聞き、刈り取り組織をつくった方が良いと判断
e	"	刈	3	-	-	1,000	コン(3条)	CE設立を聞いた
d1	"	刈	5	-	-	1,693	コン(4条)	刈り取り時の労働力が不足がちだった
d2	1995	刈	6	-	-	1,800	コン(4条)	

注：1)聞き取り調査により作成。

2)作業内容は、耕・代=耕起・代掻き、育=育苗、植=田植え、刈=刈り取りをそれぞれ示している。

3)組織所有機械は、コン=コンバイン、トラ=トラクター、植=田植機をそれぞれ指している。

4)設立のきっかけは、回答が得られたものについてのみ記している。

なされた背景を考察することによって明らかにしていこう。第四の点については節を改めて分析する。

2) コンバイン共同利用組織形成の背景

第Ⅳ期に形成され始めた稻作生産組織は、コンバイン共同利用組織が主体である。しかも、それらは自生的な組織であった。第Ⅰ期や第Ⅱ期では行われなかった秋作業の組織化が、なぜ第Ⅳ期になされなければならなかつたのか。

その理由として、まず、米価の低落基調によって稻作経営の収支が悪化し、高価なコンバインを個人で所有するのが困難になったことがあげられる。

また、コンバインを用いて刈り取り作業を効率的に行おうとすれば、どうしても数人の組作業が必要になるが、家族員が兼業へ恒常に勤務するようになり、思うように休みが取れなくなつたため、労働力不足に陥つたことも見逃せない。ただ、刈り取り作業と同様、田植え作業でも組作業を必要とするので、その意味では、組織化が田植えから始まつてもおかしくはない。しかし、集団栽培後に本格的に普及してきたコンバインが田植え機に比べて非常に高価なものになつたことで、刈り取り作業の組織化が田植え作業の組織化に優先したのである。

こうして、コンバイン共同利用組織をつくろうという内発的要因が稻作農家に形成されていった。だからこそ、自生的に形成されてきたのである。そこにCEの導入が行われることによって、コンバイン共同利用組織の形成に拍車がかかったのである。

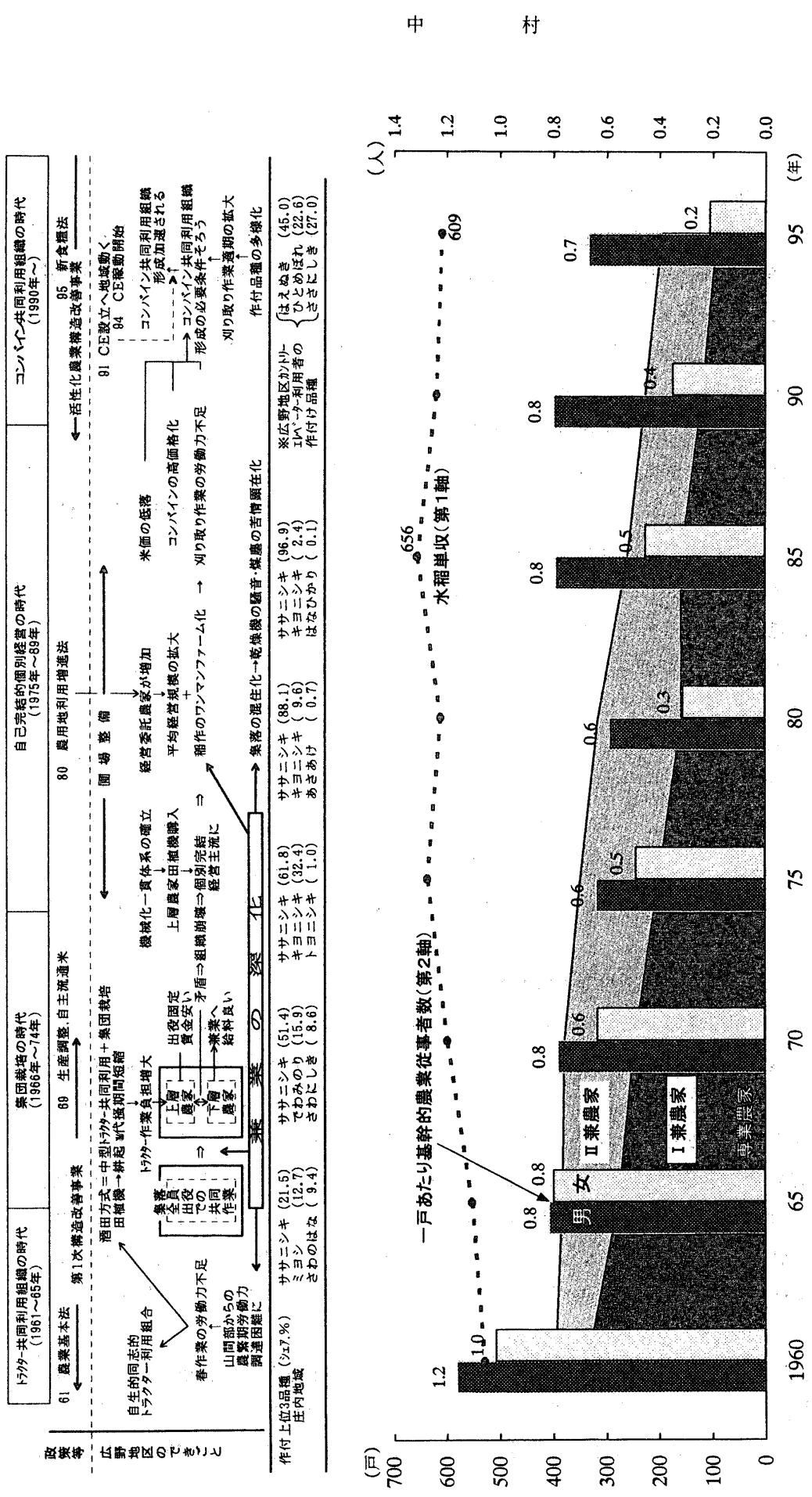
なお、刈り取り作業の共同化を困難にしていた、ササニシキへの極度な作付けの集中が第Ⅳ期ではやや緩和されてきたことについても触れておきたい。第2図にみると、1990年代に入り、はえぬきやどまんなか、ひとめぼれなどの品種が導入されたことで、作付け品種構成が多様化し、また一品種あたりの面積が均等化したことで、刈り取り作業適期が広がり、共同作業が行いやすくなつたのである。

3) カントリーエレベーター施設導入の背景

コンバイン共同利用組織の形成を加速する要因となったCE導入も、それなりの必然性をもって行われた。その流れをまとめたのが第7表である。1981年に酒田市農協が行った意識調査では、広野地区のほとんどの農家はライスセンターやCEの導入には関心を持っていなかつたという。稻作機械一式を揃えた農家が広範に存在していたことが大きな理由である。

ところが、1991年の新春放談会で農家の間からCE設立に前向きな話が出るに至つた。広野地区全体の会合でCE導入の話題が出たのはこれが初めてであったという。この新春放談会を境に、生産組合長会や農協青年部が中心となって、CE導入のための準備を開始する。他県のライスセンターとCEの視察、各集落に対するCE設立の啓蒙、近隣地区CE施設の資料検討作業へと展開していく。

その結果、広野地区稻作農家の間にCE設立のコンセンサスが形成され、1992年時点で135戸のCE利用予定農家を集めて広野地区CE利用組合が発足した。その後広野地区CEを構造改善事業にのせるよう、農協や行政機関に積極的な働きかけを行い、94年に広野地区CEが完成、稼働に漕ぎ着けたのである。



第四章 地區における相互作用の展開

農林水産省統計情報部「農林業センサス」・
2)東北水田農業研究会編「戦後東北における水田農業の展開過程」1993年, p.388.

4) ム野地区分シトリ＝レベニア利用組合員料。

稻作生産組織の展開方向に関する一考察

第7表 広野地区カントリーエレベーター設立までの経緯

年 次	できごと
1991年1月	農協広野支所の新春放談会でCE設立が話題に上る。
7月	藤島町にDAG方式施設の視察を行う。
10月	岩手県一関にライスセンター視察。
(視察の総括、CE基本計画の確認
12月	集落座談会の開催
92年3月	広野地区穀類乾燥貯蔵施設(CE)利用組合設立総会。
(集落座談会と意見のとりまとめ、行政機関への働きかけ。
93年6月	乾燥調整施設メーカー決定。
	先進地視察研修(岩手県北上市)
94年9月	CE運用開始。

注:広野地区カントリーエレベーター利用組合資料による。

ここで特筆すべきは、建設のメドも立たないうちに、CE利用組合が先んじて形成されたことである。一般に、CE導入は農協や行政主導で導入されることが多く、広野地区のように農家サイドが主導権を握り、農協や行政に働きかける例はきわめて少ない。このように、自生的にCE利用組合が形成されたのは、もちろん地域のリーダー層たる生産組合長会や農協青年部を中心とした啓蒙活動にもよるが、広野地区の稲作農家の多くがCE設立を必要とするようになっていったからである。

その理由として、まず米市場の成熟にともない、高品質米の出荷が要求されるようになったことがあげられる。農家が個人で乾燥を行うと、集荷した米の品質にばらつきが出てしまう。そこでCEによって高品質に平準化させ、市場での評価を高めようというわけである。

しかし、従来のサイロ方式のCEでは、米市場のもう一つの要求である、品種や栽培方法の多様化に対応することが難しい。この問題は、1980年代後半に農協の青年部がS農産を視察した際、そこで目にした貯留ビン方式による貯蔵施設が多品種少量生産に適応できる技術だと彼らが認識したことによってクリアーされた。広野地区CEの概要を第8表にあげるが、少容量のビンを数多く配置する貯蔵方式により、多品種の糲処理に対応できるというメリットを持っている。

さらに、市場において差別化を図りたいというねらいもあった。それは、CE施設の機種選定において、自然乾燥に近い品質を得ることができるとされる常温低湿乾燥方式(Dry Air Generator=DAG方式)にこだわった点に象徴される。

以上は、米市場の動向に対応しようとすることからくる要因であったが、そればかりではない。まず、乾燥作業の過酷さがあげられる。非農家世帯との混住化がすすみ、彼らから乾燥時に排出される騒音や煤塵に対する苦情が出るとあっては、乾燥作業は肉体的どころか精神的にもきつい作業であると言わざるを得ない。

また、個人で乾燥機を所有している場合、乾燥機の能力によって刈り取り面積が制限されてしまう。大型化するコンバインの能力をフルに生かすには、刈り取り面積を増やすなければならぬが、乾燥機の能力が小さければ、それができない。もう一台の乾燥機を購入するにして

第8表 広野地区カントリーエレベーターの施設および利用組合の概要

事業名	平成5年度農業農村活性化農業構造改善事業
事業主体	庄内みどり農協
運営方式	利用組合法式(農協からCE利用組合が賃借)
事業費	約8億6,000万円(うち半額補助)
対象面積	400ha(地区水田面積カバー率:約72%)
乾燥方式	常温低湿乾燥(DAG)方式
荷受け貯留ビン	50tビン×66ビン
稼働率	112%(1995年)
CE利用組合農家戸数	135戸(1994年)
利用料金	1,450円/60kg(1994年)

利 用 組 合 の 概 要	組合長	
		専任オペレーター(1名) 臨時オペレーター(1名)
	副組合長(2名)	
		監事(2名)
	会計(1名)	
		事務局(1名)
	幹事会(14名)	刈り取り計画の連絡の流れ
	委員会(34名)	
		生産組織→農家 個別刈取農家
		集落代表者
		集落代表者

注: 1) 広野地区カントリーエレベーター利用組合資料により作成。

- 2) 専任オペレーターは農協職員である。臨時オペレーターは広野地区のある農家の方が8月から12月までの契約で雇用されている。
- 3) 幹事会と委員会は農協役員、カントリーエレベーター相談役を含む。それ以外は地区的稲作農家によって構成されている。
- 4) 刈り取り時期にはほぼ毎日幹事会を開く。これは各集落の代表者から構成されている。

も、設備投資がかかってしまう。そこでCEを利用することができればそうした問題は起こらない。

以上のような要因によって、CE施設導入が自生的に、かつスムーズになされた。広野地区CEは、広野地区全体の水田面積のおよそ70%をカバーする400haを対象として設計されている。乾燥方式ならびに貯蔵方式は当初からの念願であったDAG方式と貯留ビン方式となっている。貯留ビンについては、1ビン50tのものが66基装備されており、先述したように、このビンの多さが多品

種の荷受け対応を可能にしている。

CE 施設稼働率は面積換算で112.5%と、高い値を実現している（註1）。このように効率的な運営を行ひ得るのは、一つにはCE施設の運営を、農家で構成されるCE利用組合（註2）が行っているからである。

効率的CE運営の理由として、いま一つあげられるのは、コンバイン共同利用組織が各集落に形成されていることである。CE施設の運営におけるポイントは、粉搬入の計画化である。いくらCE施設を導入しても、粉搬入が計画的に行われなければ、粉搬入の「集中化」問題（註3）が発生し、稼働率が上昇しないからである。粉搬入が計画化されれば、当然刈り取り作業はそれに従って行わなければならない。ここで農家側の都合とCE運営主体側の都合とが合わず、両者が対立するようであれば、CE利用者自体が減少してしまいかねない。

広野地区では、農家自らがCE利用組合を組織して、農協からCE施設を借り入れて運営にあたること、集落を単位に粉搬入量ならびに品種を計画し伝達すること、さらに集落を基礎にしてコンバイン共同利用組織を形成すること、によって計画的粉搬入を実現しようということになった。このようなやり方は、粉の搬入を計画的に統制するのが、他ならぬ農家自身によって構成されるCE利用組合であるため、CE運営側と農家側の対立が生じにくいというメリットがある。

しかし、CE導入だけではコンバイン共同利用組織が各集落に次々と形成されることとはなかっただろう。やはり、前に述べたように、農家側にコンバイン共同利用組織形成の内発的要因が準備されていたと考えるべきである。ここにCE導入が重なってはじめて、各集落にコンバイン共同利用組織が次々と形成されていったのである。

註1) 1994年に全国農協CE協議会が行ったアンケート調査によれば、有効回答のあった全国220のCE施設のうち、稼働率が100%以上の施設は51施設、70%～100%が102施設、70%未満が67施設であったという。したがって、稼働率が100%を越える広野地区CE施設は全国的に見ても効率的運営に成功していると言える。

註2) CE施設は単位時間当たり処理できる粉の量が決まっているので、無秩序に粉が搬入されると搬入者は長い待ち時間を強要されることになる。これが粉搬入の「集中化」問題である。この問題が生ずると、粉搬入者がCE施設で足止めを食らうことになるので、刈り取り作業までも滞ってしまう。すると本来効率的な秋作業の遂行をねらいとしているCE施設の導入そのものが意味のないものになってしまおそれがある。したがって、粉の搬入を計画的に行う必要が出てくるのである。

註3) このCE利用組合は、稻作生産過程の乾燥・調整に関して複数の農家が結びついている組織であるので、稻作生産組織であると言えるが、これは複数集落にもまたがる組織であり、各集落の機械共同利用組織と性格を異にするので、混乱を避けるために、本稿で生産組織と言った場合はCE利用組合を含めないことにしておく。

5. 農民層分化・分解と生産組織形態

1) 広野地区におけるコンバイン共同利用組織の分析

1990年前後に形成され始めたコンバイン共同利用組織は、集落を基盤とし、集落の範囲内でつくられており、かつ、これらの組織構成員農家数は組織によって大きく異なっているという特徴があった。これは、その組織がよって立つ集落の農民層分化・分解の程度と深い関わりを持つ。

そこで集落の農民層分化・分解の程度と、コンバイン共同利用組織の構成員農家数との関係を見る。集落の農民層分化・分解の程度を表す指標として、集落内の農家数と経営委託世帯数を合計した値に占める経営委託世帯数の比率を用いる。

前にも述べたとおり、本稿でいう経営委託世帯とは、農地は所有しているが、農協の経営受委託事業あるいは利用権設定などによって、全作業と管理一切を委託している世帯のことであり、農民層分化・分解によって農外に排出された、実質的な地代取得者である。したがって、ある集落の経営委託世帯比率が高いほど、その集落の農民層分化・分解は進んでいると考えることができる。

また、コンバイン共同利用組織が集落の農家をどれくらい抱えているかを表す指標として、「組織の集落包括度」を定義する。これは、それぞれの集落においてコンバイン共同利用組織に参加している農家数の合計値をコンバイン共同利用組織の数で割った値、すなわち集落内のコンバイン共同利用組織あたりの構成員農家数が集落の農家数に対してどれだけの割合を占めているかを表す値である。この値が高ければ、集落の多くの農家による組織が存在することを意味し、逆に、低ければ、集落内には少数の農家による組織が存在することになる。

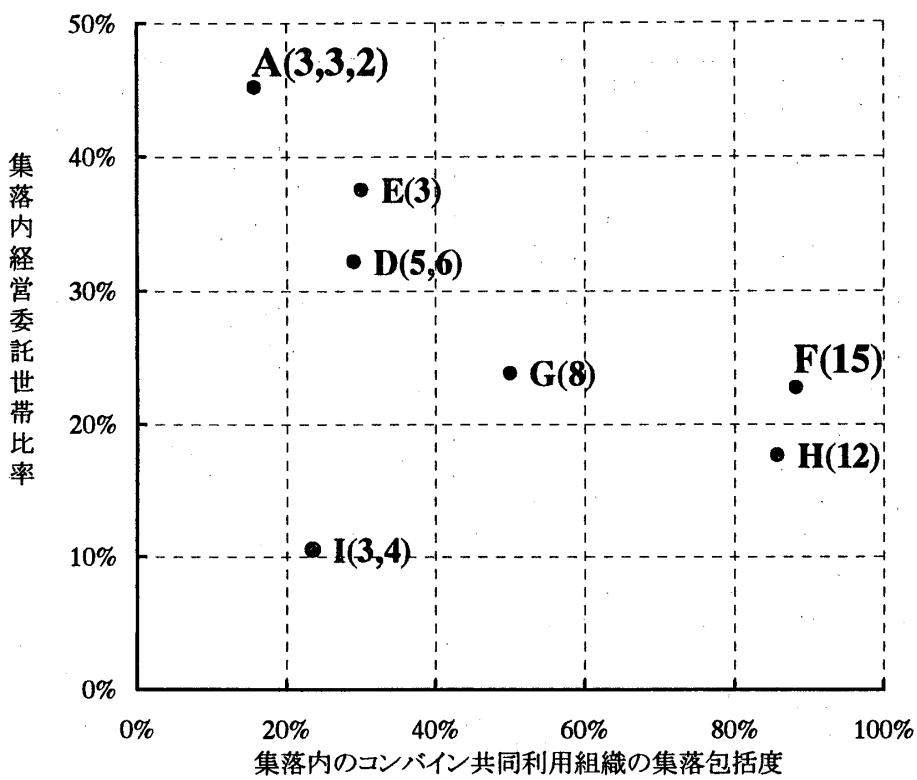
なお、集落 B, C, J には 2 つの集落にまたがった組織のみが存在し、これは集落の範囲内で構成されるという第 IV 期のコンバイン共同利用組織の特徴からやや外れているので、ここでは除いて考える。また集落 K については、集落内の稻作生産組織の概要以外に、十分なデータを得ることができなかつたので、これも除外することにした。

以上の二つの値を軸にとって、プロットしたものが第 3 図である。すると、経営委託世帯比率が最も高いのは集落 A で 45.2%，以下集落 E (37.5%)，D (32.1%)，G (23.8%)，F (22.7%)，H (17.6%)，I (10.5%) の順となっている。そして集落 I を除いて、ほぼこの順番にしたがって各集落に形成されたコンバイン共同利用組織の「集落包括度」は低下している。

すなわち、農民層の分化・分解が最も進んでいる集落 A では、3 つの組織 a_1 , a_2 , a_3 が形成されており、それらは構成員農家数が 2 ないし 3 戸と少数の農家による組織であるのに対し、農民層の分化・分解が遅れている集落 F や H においては、コンバイン共同利用組織は 1 つしかなく、その構成員農家数は集落 F の組織 f で 15 戸、集落 H の組織 h で 12 戸といったように、これらの組織は集落全農家による組織に近い農家構成となっている。

ただ、集落 I については、集落内経営委託世帯比率が低いにもかかわらず、そこに見られるコンバイン共同利用組織は構成員農家数が 3 戸と 4 戸のもので、集落包括度が低くなっている、集落 A, E, D, G, F, H がなしている一定の傾向から外れている。

そこで集落 A, F, H および集落 I を取り上げ、各集落ごとに農家の経営概況と家族員の兼業状況を見ることによって、農民層分化・分解の程度とコンバイン共同利用組織との関連性について検



第3図 集落の経営委託世帯比率とコンバイン集落包括度

注: 1) 集落名の()内の数字は、組織の参加農家戸数を示す。
 例えば、A(3,3,2)は集落Aに3戸からなる組織2つと2戸からなる組織1つが形成されていることを示している。
 2) コンバイン共同利用組織の集落包括度は、1つの組織が当該集落の農家をどの程度抱え込んでいるかを表すものであり、次式により計算した。

$$(コンバイン共同利用組織の集落包括度) = \frac{(集落内コンバイン共同利用組織の平均構成員農家数)}{(集落内の総農家数)}$$

討していくことにしよう。

(1) 集落 A

経営耕地規模別の農家数および経営委託世帯数の構成比を示した第4図をみると、経営委託世帯比率が高く、農民層の分化・分解が進んでいる集落Aでは、1ha未満の零細規模農家層と7ha以上の大規模農家層とが大きな比率を占め、2~4ha規模の農家が存在しないことが見てとれる。

次に各農家の概況を第9表によって見ると、まず経営耕地面積700aを越えるA1~A4, A16といった上層農家はいずれも経営受託によって経営耕地面積を拡大しているのがわかる。このうちA1~A4の4戸はメロンやヒラタケなどの複合部門を取り入れることで労働力利用共同を目指しており、農業に傾斜した農家群であると言える。そして、これら上層農家は農業に傾斜しているからこそ、稲作生産コストを引き下げる必要があり、そのため組織化を要望することになる。よって、上層農家が組織化の中心となるだろう。

中 村

第9表 集落Aの農家概況

(単位: a, 人, 歳)

農家番号		経営面積	自作地面積	経営受託	作業委託	委託作業内容と委託先	複合部門(面積、規模)	基幹的農業従事者	兼業状況	
組織 a1	A6	550	300	250				男 60代, 妻 60代	息子 30(自)	
	A13	70	70					男 60代	息子 30(正)	
組織 a2	A4	710	210	500		養豚(一頭肥育400頭), メロン(?)	男 50代, 妻 40代			
	A8	400	340	60			男 60代, 息子 30代	息子 30(臨), 嫁代 30(正)		
組織 a3	A12	90	89	1.5			男 60代			
	A2	740	340	400		メロン(6a), ヒタチ(1700箱)	男 40代	妻 30(正)		
	A3	730	490	240		メロン(6a), ヒタチ(1700箱)	男 40代	妻 40(臨)		
A1	A9	400	360	40			男 40代	本人 40(正), 妻 40(正), 娘 20(正)		
	A5	570	570			カキ(10a)	男 50代	妻 50(臨), 息子 20(正), 弟 40(正)		
	A7	530	380	150		メロン(10a), ヒタチ(1200箱), 番(20a)	男 30代, 父 60代	本人 30(ア), 妻 30(正)		
	A10	140	140		140	刈→A8	男 20代	本人 20(正), 母 60(バ)		
	A11	140	140		140	耕, 代, 育, 植, 刈→A4	男 60代	本人 60(正), 息子 30(正), 嫁代 30(正)		
	A14	31	31		31	耕, 代, 植, 刈→A2	男 40代	本人 40(正), 嫁代 30(正)		
	A15	24	24		24	耕, 代, 植, 刈→A7	男 60代	息子 40(正), 嫁代 40(臨)		
	A16	810	430	380			男 40代, 妻 40代	妻 40(バ), 娘 20(自)		
	A17	13	13		13	管理以外全作業→A16	男 60代	妻 60(バ), 息子 30(正)		

注: 1)聞き取り調査によって作成。

2)農家番号にアンダーラインを引いているのはその農家が刈り取りを個人で行っていることを表す。

3)兼業状況の()内はそれぞれ正=正職員、臨=臨時雇用、バ=パートタイマー。

自=農業以外の自営業、ア=アバウトを示す。

4)農業専従者は、経営主を含めて主として農業に従事している家族員を指す。

5)網掛けしている農家はCEを利用していない農家である。

6)続柄は、基幹的農業従事者の最左列の者を本人とした場合のものである。

一方、経営耕地面積200a未満の下層農家であるA10~A15, A17については、男子基幹的農業従事者本人が恒常に兼業に出ているか、もしくは60代以上の高齢者であるかのどちらかとなっている。そのうちA11, A14, A15, A17は、いくつかの基幹作業を集落内の上層農家に委託している。それらの農家の家族員には恒常的兼業従事者が少なくとも1人いることからみて、これらの下層農家は近い将来、部分作業委託から全作業委託、さらに經營そのものを手放してしまい、經營委託世帯に分解していくものと考えられる。

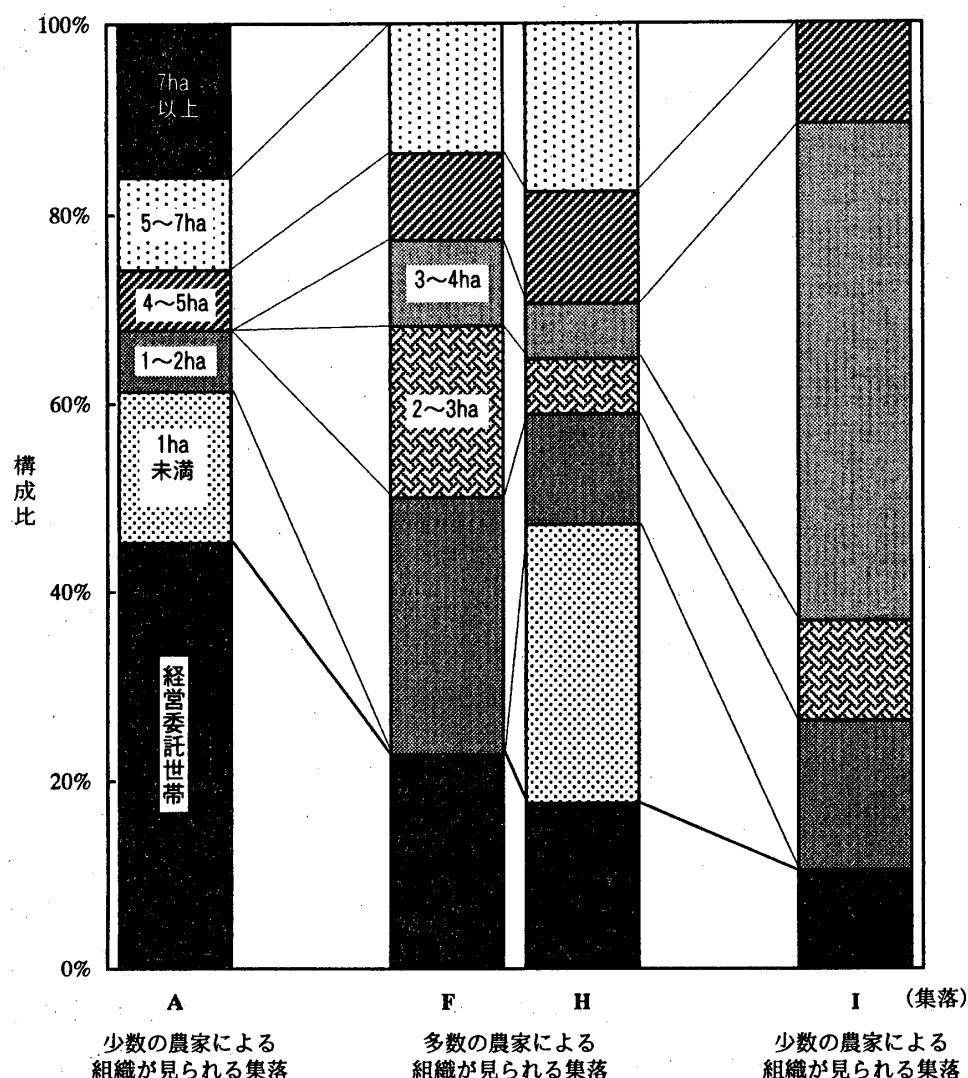
このように、上層農家と下層農家とに分かれている集落Aにおいて、上層農家を中心となって組織a₁, a₂, a₃を設立しようとしたとき、彼らは数戸集まるだけで共同作業に必要な面積と労働力が集まるので、あえて下層農家を組織内に取り込む必要がなかった。作業委託を希望している下

層農家の作業は員外受託すれば良いのである。かくして上層農家を中心に2~3戸からなる組織 a_1 , a_2 , a_3 が形成されたと思われる。

(2) 集落F

第4図によると、集落Fは、2~5ha層が分厚く存在している。最下層は1~2ha層であるが、これもまた大きな比率を占めている。1ha未満の農家は見受けられない。さらに、第10表をみると、経営受託によって経営面積を拡大している農家が少なく、経営受託しているにしてもその面積はおよそ100a~200aと集落Aに比べると小さくなっている。また、集落Aでみられたような、作業委託する下層農家がない。いずれの農家も田植機やトラクターなどを所有し、稲作にまだ根強くへばりついているということが示唆される。そのために、中層が分厚い階層構造になっていると考えられる。

とはいって、稲作に専従する1人の男子の基幹的農業従事者本人が恒常的に兼業に従事している農



第4図 各集落における経営耕地面積別農家と経営委託世帯の構成比（1996年）

注：聞き取り調査資料によって作成。

第10表 集落Fの農家概況

(単位: a, 人, 歳)

農家番号	経営面積	自作地面積	経営受託	作業委託	内容と委託先	複合部門(面積、規模)	基幹的農業従事者	兼業状況
F1	600	600					男 40代	本 40(臨), 妻 30(正) 人代 (臨), 妻代 (正)
F3	500	350	150				男 40代	本 40(ア), 妻 40(正) 人代 (ア), 妻代 (正)
F4	460	460			メロン+ネギ+花卉 (60a)		男 40代, 妻 40代, 父 60代	
F5	450	370	80				男 40代	本 40(準), 妻 40(正) 人代 (準), 妻代 (正)
F6	300	200	100				男 50代, 妻 50代	本 50(ア), 息 20(正), 息 20(正) 人代 (ア), 子代 (正), 子代 (正)
F7	300	200	100				男 40代	本 40(正), 妻 40(正), 母 60(ア) 人代 (正), 妻代 (正)
組織	F8	270	70	200			男 40代	本 40(正), 妻 40(正)
	F10	200	200				男 40代	本 40(正), 妻 40(正)
f	F11	200	200				男 60代	息 30(正), 嫁 30(正) 子代 (正), 嫁代 (正)
	F12	150	150				男 40代	本 40(正), 妻 40(正), 娘 20(正) 人代 (正), 妻代 (正)
	F13	150	150			畑作物(10a)	男 60代	息 30(正) 子代 (正)
	F14	100	100				男 70代	息 40(正), 嫁 40(ノイ), 孫 20(正) 子代 (正)
	F15	100	100				男 50代	妻 50(ア), 息 20(自) 子代 (自)
	F16	100	100				男 60代	息 40(正), 嫁 40(正) 子代 (正)
↓	F17	150	150				男 70代	娘 30(自), 娘 30(自) 嫁代 (自), 娘代 (自)
	F2	550	450	100			男 40代	本 40(ア), 妻 30(準) 人代 (ア), 妻代 (準)
	F9	250	250				男 50代	本 50(ア), 息 30(正), 嫁 20(正) 人代 (ア), 子代 (正), 嫁代 (正)

注: 1)聞き取り調査によって作成。

2)農家番号にアンダーラインを引いているのはその農家が刈り取りを個人で行っていることを表す。

3)兼業状況の()内はそれぞれ正=正社員、準=準社員、臨=臨時雇用、バ=パート、自=農業以外の自営業、ア=アルバイトを示す。

4)農業専従者は、経営主を含めて主として農業に従事している家族員を指す。

5)網掛けしている農家はCEを利用していない農家である。

6)基幹的農業従事者、兼業状況に出てくる統柄は、基幹的農業従事者の最左列の者を本人とした場合のものである。

7)○印のついた基幹的農業従事者は共同作業出役者である。

家 (F7~9, F12), あるいは高齢者である農家 (F11, F13, F14, F16, F17) が比較的多いという特徴がある。これらの農家は組織fの共同作業には出役しておらず、実質的に作業委託農家となっているので、組織に入ることで確実に作業を委託したかった農家であると考えられる。

逆に稻作中心に従事し、農閑期にのみアルバイト的な兼業に従事するような60歳未満の基幹的農業従事者がいる農家はF1~F6, F9, F15と、相対的に数が少ない。組織fをつくるさい、これらの農家が共同作業の出役者の候補者となるが、そのうちF2とF9は組織に入ろうとしなかったので、出役農家はF1, F4~6, F15の5戸に絞られた。これらの農家だけで共同作業に足りる労働力を確保できるが、集落の農民層の分化・分解が進んでいないために経営耕地を集積している農家が少なかったので、十分な共同作業面積を確保することはできない。そこで上のような、作業を確実に委託したい農家を抱え込んでの組織化となったと考えられる。

稻作生産組織の展開方向に関する一考察

(3) 集落 H

集落 H については、第 4 図より、1 ha 未満層と 5 ~ 7 ha 層の農家が多く、その中間の 2 ~ 4 ha 層が少なくなっている。規模階層構造的には集落 A に近いものになっている。しかし、経営委託世帯比率が低いことから、下層農家が経営委託世帯になる農民層の分解はさほど進んでいない集落であると言える。したがって第 11 表に見るごとく、上層農家への面積の集積が進んでおらず、経営耕地面積が最も大きい農家でも 550 a にとどまっている。よって上層農家が組織をつくろうとしたとき、彼らだけでは共同作業面積が十分ではなく、これを確実に確保するために、下層農家にも組織に参加してもらったと考えられる。

加えて、集落 H では、ちょうど CE 設立に前後して行われた高速道路営農施設等整備事業（註 1）の対象となる農家が数戸あったことも、組織 h が集落の全農農家参加組織に近いものになった大きな理由である。すなわち、同事業の対象となりうる農家を組織に参加させることで、組織が機

第 11 表 集落 H の農家概況

(単位: a, 人, 歳)

農家番号	経営面積	自作地面積	経営受託	作業委託	内容と委託先	複合部門(面積、規模)	基幹的農業従事者	兼業状況
H1	550	350	200			花卉+メロン(25 a)、水耕(3棟)	男 30 代, 父 50 代, 母 50 代, 本 30 (ア), 妻 30 (バ)	人代
H2	500	470	30			メロン+畑作物(2 ha)、果樹など	男 40 代, 妻 30 代, 両 70 代, 親 代	
H4	400	250	150				男 40 代	
H5	400	320	80			野菜(50 a)	男 40 代, 父 70 代, 母 70 代	
組 織 h	H7	250	250			畑作物(1.5ha)	男 60 代, 妻 60 代	娘 40 (正), 娘 40 (臨)
	H8	150	150				男 50 代, 妻 40 代	本 50 (臨) 人代
	H9	100	100				男 30 代	本 30 (正), 母 60 (バ) 人代
	H10	80	80				男 50 代	本 50 (自), 妻 40 (正), 息 20 (正) 人代, 娘 20 (正)
	H11	60	60		60	耕~植→H3	男 70 代	娘 50 (正), 娘 40 (正), 孫 20 (?) 婿 代, 女 代 孫 20 男 代
	H12	60	60		60	耕~植→H2	男 60 代	息 30 (正), 嫁 30 (バ) 子 代
	H13	60	60				男 40 代, 父 60 代	妻 40 (臨) 代
	H14	40	40		40	耕~植→H1	男 70 代, 妻 70 代	息 50 (正), 孫 20 (正) 子 代, 女 代
	H3	500	500			ナス(?)	男 60 代	
	H6	300	300				男 40 代	

注: 1)聞き取り調査によって作成。

2)農家番号にアンダーラインを引いているのはその農家が刈り取りを個人で行っていることを表す。

3)兼業状況の()内はそれぞれ正=正社員、準=準社員、臨=臨時雇用、バ=パート、自=農業以外の自営業、ア=アルバイトを示す。

4)農業専従者は、経営主を含めて主として農業に従事している家族員を指す。

5)基幹的農業従事者、兼業状況に出てくる統柄は、基幹的農業従事者の最左列の者を本人とした場合のものである。

6)○印のついた基幹的農業従事者は共同作業出役者である。

械を購入するとき、国から補助金を受けることができるというねらいがあったため、構成員農家数が多くなったものと思われる。

(4) 集落 I

集落 I は経営委託世帯比率が10.5%と小さく、農民層の分化・分解が停滞している集落である。にもかかわらず集落 F, H 等と異なり、集落に形成されている生産組織は構成員農家数 3 戸および 5 戸からなる 2 つの組織であり、どちらも組織の「集落包括度」は低くなっている。

第12表によると、集落 I では経営受委託が行われておらず、そのため経営耕地面積300 a ~ 400

第12表 集落 I の農家概況

(単位: a, 人, 歳)

農家番号	経営面積	自作地面積	経営受託	作業委託	内容と委託先	複合部門(面積、規模)	基幹的農業従事者	兼業状況
I1	350	350				ナス(?)、カキ(30a)	男 40 代, 妻 40 代	本 40 人代(臨)
I3	300	300					男 40 代	本 40 人代(臨), 妻 40 代(正)
i1	I4	300	300				男 40 代	本 40 人代(臨), 妻 30 代(正)
I15	350	350					男 50 代	本 50 (ハ), 妻 40 (正)
組	I2	330	330				男 50 代	本 50 (正), 妻 50 (正)
織	I17	300	300			ナス(30a)、カキ(10a)	男 50 代, 息 30 代	本 50 (ハ), 息 30 (正), 嫁 30 (正)
i2	I7	280	280				男 40 代	本 40 (正), 妻 30 (正)
	I10	120	120				男 20 代	本 20 (ハ), 母 50 (正)
I12	400	400				ナス(30a)、カキ(30a)、 ナベ(30a)	男 60 代	息 30 (正) 子代(正)
I13	400	400				ナス(30a)	男 60 代	息 20 (正), 嫁 20 (ハ) 子代(正)
I14	370	370				ナス(40a)、カキ(20a)、 ナベ(30a)	男 40 代, 父 60 代, 母 60 代	本 40 (ハ), 妻 40 (正) 人代(正)
I16	350	350					男 50 代	本 50 (ハ), 息 20 (ア) 人代(正)
I5	300	300					男 50 代	本 50 (ハ), 妻 50 (ハ), 息 20 (正) 人代(正)
I6	300	300				ナス(20a)、カキ(20a)、 ナベ(20a)、カキ(20a)	男 40 代, 妻 30 代	本 40 (正) 人代(正)
I8	200	200	200	刈取→組織 i1		ナス(10a)	男 60 代, 妻 60 代, 息 40 代	息 40 (正) 子代(正)
I9	140	140	140	刈取→組織 i1			男 40 代	
I11	120	120	120	刈取→組織 i1			男 40 代	本 40 (正), 妻 30 (正) 人代(正)

注: 1)聞き取り調査によって作成。

2)農家番号にアンダーラインを引いているのはその農家が刈り取りを個人で行っていることを表す。

3)兼業状況の()内はそれぞれ正=正社員、臨=臨時雇用、ハ=パート、ア=アルバイトを示す。

4)農業専従者は、経営主を含めて主として農業に従事している家族員を指す。

5)網掛けしている農家はCEを利用していない農家である。

6)基幹的農業従事者、兼業状況に出てくる統柄は、基幹的農業従事者の最左列の者を本人とした場合のものである。

7)○印のついた基幹的農業従事者は共同作業出役者である。

a の経営がひしめいており、規模階層構造的にはやや集落 F と似ていると言える。しかし、集落 I には恒常的兼業に出ていない男子基幹的農業従事者がいる農家が多く (I1, I3~I5, I8~I10, I12~I14, I16, I17)，そのうち複合部門を導入している農家が比較的多い (I6, I12~I14) ことから、集落 I は自己完結的個別経営指向の農家が多く存在する集落であると言える。この自己完結的個別経営指向の強い農家が、80年代後半になって、米価低落で経営収支の悪化を余儀なくされ、個人で機械を揃えることが難しくなった。そこで同志的な農家が数戸集まって機械を共同利用しようとしたと考えられる。それが組織 i_1, i_2 であり、これらは共に CE 導入に向けて地域が取り組みを始める前に設立された。したがってこの両組織は、自己完結的個別経営指向の強い農家の稻作経営を補完する意味合いが強い組織であると言える。つまり、第 3 図に出てくる集落の組織がいずれも CE 導入と深く関わりを持っている中で、集落 I の組織は、やや性格が異なるため、図の中で集落 I は例外的な座標に位置にしたのである。

なお、組織 i_1 も組織 i_2 も中規模農家の集まりなので、共同作業面積としては十分とは言えない。そのため、組織 i_1 は I8, I9, I11 といった下層農家の作業を受託するようになっている。また、自己完結的個別経営を行っている I12, I13, I16 は、基幹的農業従事者が高齢化しつつあり、これらの農家が近い将来、作業を委託する可能性を持っている。こうして集落の農民層分化・分解が進展してくる中で、組織 i_1, i_2 が存続するとすれば、員外受託によって共同作業面積を増やしていくだろうと思われる。

2) 農民層分化・分解と生産組織形態

以上見てきたように、各集落にコンバイン共同利用組織が形成されるとき、それが少数の農家による組織になるのか、それとも集落ぐるみに近い組織になるのかは、集落の農民層の分化・分解の程度と密接に関わっていることが示唆された。集落の農民層分化・分解と生産組織の組織形態に関して、以下のような法則性を導き出すことができる。ただし、稻作単一経営が基本であること、生産組織は自的に形成されることを前提としておく。

まず農民層の分化・分解が停滞している集落について。そこでは中規模農家が分厚く存在し、ここに機械を所有して自己完結的に経営を行っている。中規模農家は、現在の稻作技術をもってすれば農繁期を除いて 1 人の基幹的農業従事者で稻作単一経営を十分やっていける。そのため、農外労働市場が拓けてくると、その他の家族員は兼業に専従するようになる。米価の低下によって農業所得が悪化している状況では、兼業所得増によって農家所得を補填しようとするので、その傾向はますます強まる。

さらに農外労働市場が拓けたり、農業所得が悪化したりしてくると、基幹的農業従事者でさえも兼業に従事するようになってくる。すると、中規模農家を次の 2 つのタイプに分けることができる。一つは、基幹的農業従事者が、あくまで稻作を中心としながら兼業に従事する農家であり、もう一つは、彼が恒常に兼業に従事するようになったり、高齢になったものの後継者が農外に就いていたりして、稻作から離れる傾向にある農家である。前者を「稻作重視農家」、後者を「非稻作重視農家」としておこう。

ここで稻作重視農家が数戸集まって組織をつくれば、それだけで共同作業に必要な出役者は確保

される。けれども、農民層分解が進んでいないので、稻作重視農家に農地が集積されておらず、彼ら数戸だけでは十分な面積は集まらない。そこで、機械などの組織所有機械を購入する際に非稻作重視農家にも出資してもらい、彼らを組織の一員にすれば、共同作業面積を確実に集めることができる。そのため、形成される生産組織の構成員数は膨らむ傾向にある。その典型が集落の全農家が参加する組織である。そこで、集落の大多数の農家を構成員として抱えているという意味で、このような生産組織を「集落包括型組織」としておこう。

一方、非稻作重視農家が稻作重視農家に作業委託したり、さらには稻作経営までも委託して賃労働者化したりしている、農民層の分化・分解が進んだ集落ではどうだろうか。分解していく農家の土地は、経営委託や売買や賃貸借などを通じて前者の農家に集積されていくので、規模の大きい上層農家と規模の小さい下層農家とが形成されている。

ここで組織化を考えた場合、上でも述べたように、ある程度の共同作業面積がなければその効果が発揮されないため、経営面積の大きい上層農家が組織化の中心となる。ここでの上層農家は作業受託、経営受託などによって、すでにある程度の作業面積を確保しており、下層農家を抱え込まなくとも十分な共同作業面積が集まる。しかも、こういった上層農家数戸だけで、基幹的農業従事者数名を確保できるので、むやみに組織参加農家を多くしても人手が余ってしまい、組織の効率的な運営ができない可能性がある。たとえばコンバインを用いた共同作業では、1～2人がコンバイン操作にまわり、あと1～2人がトラックで交互に糲を運ぶという組作業体系をとるため、1戸1人の出役で、3～4戸の組織が多くなっている。

このように、農民層の分化・分解が進んだ集落では、共同作業に最低限必要な人数がそろう程度の上層農家数戸によって構成される組織が形成される傾向にあると言える。このような組織を「少数精鋭型組織」と呼ぶことにしよう。

註1) この高速道路営農施設等整備事業は、1997年度開通予定の山形市と酒田市とを結ぶ東北横断自動車道酒田線の整備に関わる補助事業である。これは東北横断道予定地となる農地での減産などマイナスの影響を抑えるために、関係農家に対し山形県と酒田市が55%の補助を実施して営農施設等の整備を図るもので、92年から開始された。広野地区で同事業の関係農家がいるのは集落G, Hであった。そこに設立された組織g, hはいずれもこの関係農家を抱き込んで組織をつくり、同事業によって補助を受けて組織所有機械を購入している。

6. 稲作生産組織の展開方向

1) 当面の稲作生産組織の展開方向

(1) 組織形態の展開方向

集落の農民層分化・分解の程度と生産組織形態との関係が整理できたところで、今度は少数精鋭型、集落包括型の両組織が現在抱えている問題点を提示し、両類型それぞれの展開方向を考察する。ここでは、少数精鋭型組織の典型として組織a₃を、集落包括型組織の典型として組織fをそれぞれ取り上げることにする。

まず、集落包括型組織について。この類型における共同作業の出役形態は、第Ⅱ期の集団栽培の時代初頭にみられた組織のように、全戸による出役という形をとる場合があるが、兼業の深化になるとともなって出役農家が固定化し、組織内で作業受託農家層と作業委託農家層とに分かれてくる傾向にある。広野地区で見られた組織 f , h といった集落包括型組織は、設立当初からこのように共同作業出役農家が固定化していた。このように組織構成員農家が作業受託農家層と作業委託農家層に分かれているため、両農家層の間で矛盾が顕在化する可能性がある。

第13表をみると、組織 f では、オペレーター賃金を、酒田市の標準作業料金1,460円／時間(1996年)よりも安い1,000円／時間に設定しているが、これは、組織に参加してもらっている下層農家への配慮である。このため、オペレーター層に負担がかかるようになっている。

その一方でオペレーター層に作業を委託する格好になっている農家層は農外兼業に安心して従事することができ、兼業先からオペレーター賃金よりはるかに高い給料を獲得できる。ここに作業受託農家層と、作業委託農家層との対立の火種がある。このように、組織 f はオペレータ賃金の設定をめぐって組織内の委託層と受託層とが対立しかねない状態にあり、これは第Ⅱ期の終盤、崩壊前夜の集団栽培組織の状況とよく似ている。

加えて、集落包括型組織は、組織内の作業委託農家層にも組織所有コンバインの償還金を負担してもら正在り、任意組合という形態である以上、組織運営に関しては彼らにも同等の議決権がある。そのため、組織化の中心となった作業受託農家層がリーダーシップを発揮しにくいという問題も考えられる。組織 f は「集落内にリーダーシップを発揮する人がいない」という問題点をあげているが、その背景にはこうしたことがあると考えられる。

第13表 集落包括型組織（組織 f ）と少数精鋭型組織（組織 a_3 ）の比較（1995年）

事 項	組織 f	組織 a_3
設立年次	1992年	1994年
構成員農家戸数	15戸	3戸
(経営耕地規模別)	6ha以上 4~6 2~4 2未満	1戸 3〃 5〃 6〃 2戸 1〃 — —
共同作業面積	4,030a	1,901a
組織所有機械	コンバイン×2台 (5条刈り、4条刈り)	コンバイン×2台 (ともに4条刈り)
導入方法	新規に購入	構成員農家から買い上げ
オペレータ賃金	1,000円／時間	1,450円／時間(標準作業料金)
刈り取り作業料金	11,000円／10a	4,342円／10a(95年)
現在の問題点	リーダーシップを発揮する人が集落内にいない。 機械の修理費がかさむ。	組織運営において特に問題はなし
今後の意向	田植え作業も共同で行いたい	田植え作業も共同で行う

注：聞き取り調査によって作成。

以上のような問題点から、農民層の分化・分解が停滞している集落で形成された集落包括型組織は将来、再編されることが予想される。では、どのように再編されるのだろうか。

集落包括型組織にみられる組織内での作業委託農家層と受託農家層との分離は、それ自体が集落の農民層分化・分解を意味する（註1）。したがって、将来、集落包括型組織が再編あるいは解体すると、経営委託世帯の増加と上層農家への土地集積が進むため、次に形成される組織は少数精鋭型組織に近いものになると予想される。

事実、少数精鋭型組織である組織 a_3 について目を向けると、「組織運営において特に問題はない」としており、集落包括型組織に見られたような問題は生じていない。

このように、稻作生産組織は、集落包括型組織から少数精鋭型組織へとシフトしていくと思われる。

（2）事業内容の展開方向

以上のような生産組織形態の展開に加え、組織の事業内容も増加していくと思われる。つまり、刈り取り作業のみならず、他の基幹作業の共同化も行うようになるのである。米価の低下という状況下で、少しでもコストを低下させる必要があり、その有効な手段が機械の共同利用だからである。

しかもこうした複数作業の共同化を行いやすくする環境はすでに整っている。刈り取り作業を共同化するためには、組織構成員農家の間で稻の生育の足並みがそろっている必要があるが、このため収穫の前の生産過程、すなわち田植えや耕起・代掻き作業の時期までをもある程度揃えなければならず、これが田植えや耕起・代掻き作業の共同化をしやすくしている。

加えて、刈り取りの共同作業で、出役者が「共同作業慣れ」していることも他の作業の共同化への展開を容易にする。組織 d_1 の代表者は「共同で働くと、お互いに情報交換ができる有益だし、一人で働くより楽しい」と共同作業のメリットを語っている。

事実、前出第4表を見ると、第IV期以前に形成された組織 k_2 , k_3 , k_4 は機械作業すべてを、組織 k_1 は耕起・代掻きと刈り取りを共同で行っている。また、第IV期の直前から初頭にかけて形成された組織 i_1 , i_2 , aj は田植えと刈り取りを共同で行っている。しかも調査によれば、第IV期のコンバイン共同利用組織のうち、組織 a_2 , a_3 , d_1 , f などは今後、田植えも共同化したいという意向を持っており、このことは、いずれコンバイン共同利用組織は刈り取りだけでなく、他の基幹作業まで共同化するであろうことを示唆するものである。

（3）少数精鋭型組織の歩む道

ここまで、全作業を共同で行う少数精鋭型の稻作生産組織へ展開する可能性をみたが、少数精鋭型組織にも大きな問題が立ちはだかっている。それは少数精鋭型組織は、組作業に最低限必要な共同作業出役者が得られる農家数で構成されているがゆえに、その構成員農家のうち1戸でも稻作をリタイアすれば、たちどころに解散の危機に瀕するという問題である。このような問題に直面したとき、少数精鋭型組織の進む道として次の3つが考えられる。

第一は自己完結的個別経営に戻る道である。ただ、共同利用組織から自己完結的個別経営に戻るには、再び個人で機械を購入しなければならない。米市場の競争が激化している現状を考えると、かつてのような高価格取引はなかなか望めず、この道をたどるのは容易ではない。

そこで第二の道として、少数精鋭型組織が雇用を導入して共同作業出役者を確保することが考えられる。しかし、農外労働市場が展開している中で、他産業並みの労賃を保証できるかどうかという問題がある。

よって、構成員農家の稻作から離脱によって少数精鋭型組織が解散に追い込まれた場合、当面は他の少数精鋭型組織と統合・再編されていくと思われる。これが第三の道である。しかし、この道もまた、地域全体の基幹的農業従事者が高齢化しつつある中で、いずれ後継者を確保していくかなければ、行き詰まってしまう。そこで、後継者の確保問題も視野に入れながら稻作生産組織の展開方向を敷衍してみよう。

2) 後継者確保を見据えた地域稻作の展望

(1) 稲作生産主体の法人化

後継者確保といつても、職業選択の自由が認められている中で、稻作経営の後継者は農家の子弟である必要はなく、意欲のある者に平等に機会を与え、後継者として育成していく必要がある。農家の子弟とそうでない者とに平等の機会を与えるには、まず稻作生産主体が彼らを雇用することが一般的であろう。そして将来の稻作の担い手として育てていくには、彼らに対し他産業並みの所得や福利厚生などを保証することがまず必要となる条件で、さらにOJT（日常業務を通じた実地訓練）によって技術を修得してもらわねばならない。こういったことを実現する生産主体としては、新政策でも言っているように法人格を有している経営体が望ましいと思われる（註2）。

少数精鋭型組織が再編・統合されていく道が選択されると、法人化する生産主体として考えられるのは、少数精鋭型組織と、それに補完された個別農家の2つである。すなわち、個別農家が一戸一法人という形態で法人化するケースと、少数精鋭型組織が法人化するケースが考えられる。

前者の、いわゆる一戸一法人というケースを考えると、大規模経営で十分な利益を計上しない限り、定率課税による法人税適用のメリットも薄らぐし、また従業員に対して他産業並みの所得や福利厚生を保証することも難しいことが予想される。

後者の、少数精鋭型組織が法人化するケースでも、前者同様、後継者確保の条件を満たすだけの採算をとることが課題となるが、少数精鋭型組織は上層農家数戸による組織なので、面積的には相当な大きさを確保することができる。ただ、基幹作業を行うというだけの事業内容では、法人として活動する期間が限られており、稻作経営の後継者の育成にまでつながっていない。よって、稻作経営の後継者育成、確保という点から見た場合、少数精鋭型組織が稻作の共同経営まで行い、これを法人化して周年的に活動することが必要であると思われる。

さて、これまでの議論は各集落のコンバイン共同利用組織から議論が出発していたのであるが、農民層の分化・分解にともなって生産組織が少数精鋭型組織にシフトしてきたとき、法人化する可能性がある組織がもう一つ存在する。それは再三再四登場してきたCE利用組合である。そこで、次にCE利用組合の展開方向について考察を加えておこう。

(2) カントリーエレベーター利用組合の展開方向

繰り返し述べているように、コンバイン共同利用組織は、農民層の分化・分解が進むにつれて少数精鋭型組織へシフトしていくことが予想される。したがって、CE利用者は、やがて少数精鋭型

コンバイン共同利用組織を構成する上層農家と、組織に刈り取り作業を委託する下層農家によって構成されることになるだろう。この段階においては、実際に CE 施設に入りながら作業を行うのは、刈り取り作業を行う上層農家である。よって、上層農家は CE 運営に関して実質的発言権を強めるようになる。さらに、農民層の分化・分解が進み、下層農家の多くが作業委託農家から経営委託世帯に分解すれば、これは利用組合から脱会することを意味するので、ますますこの傾向は強まると思われる。こうなったとき、任意組合という企業形態や CE 利用料金制度が変化していく可能性がある。それは次のメカニズムによる。

先に述べたように、現在 CE の運営は農協から利用組合が施設を借り受けて行われている。このため利用組合は施設の減価償却費分と資本利子を農協に納めており、これが賃貸料に相当する。この賃貸料は当然、利用農家から徴収された CE 利用料金から支払われるわけであるが、利用料金は粉重量あたり一定額であるため、上層農家ほど利用料金を多く支払うことになる。ということは同時に、上層農家ほど農協へ賃貸料をより多く負担していることを意味する。したがって上層農家ほど CE 施設に多額の出資をしていると言つてよい。しかるに CE 施設利用組合は任意組合という形態をとっている以上、運営に関しては利用組合員一人につき一票の議決権が原則である。このため大口利用者である上層農家に不公平感が生じることになる。

このような重量当たり一定の料金制度に不満を持った上層農家は、資本の出資額に応じた議決権を持つことを希望し、CE 利用組合の法人化、とくに営利目的の法人である有限会社形態を望むようになるのではないだろうか。

したがって、CE 利用組合が将来的に有限会社化する可能性は十分にあると思われる。

(3) カントリーエレベーターを核とした地域稻作の確立

以上のように、CE 利用組合は将来的に有限会社化する可能性を持っており、さしあたって CE 利用法人と呼ぶことにする。するとやがて地域には CE 利用法人と、共同経営を行う法人化した少数精銳型組織とが存在することになる。CE 利用法人は施設の効率的運営のため、ある程度の品種の選定と、収穫時における CE への粉搬入を統制する必要があることから、実際に稻作を経営する法人化した少数精銳型組織と、品種の選定と各品種の作付け面積ならびに粉の搬入に関して協定を結ぶことになる。このように、少数精銳型組織と CE 利用法人とは密接な関係を持っていくことになる。

ここで、法人化した少数精銳型組織の従業員、すなわち上層農家の基幹的農業従事者は CE 利用法人の従業員でもあることに注目すると、両法人が独立して存在する必要はなく、むしろ少数精銳型組織を CE 利用法人が吸収してしまった方が合理的ではなかろうか。この場合、少数精銳型組織の所有する農地や機械などの資産を CE 利用法人の所有とし、CE から出荷される米の販売代金を CE 利用法人の利益として計上する。つまり、CE 利用法人が稻作経営を行うのである。このとき、次のような有利性が生じることになろう。

まず、地域の耕地の大部分が CE 利用法人の管理下に入ることになり、耕地分散の問題が緩和され、効率的な作業が可能となる。そのうえ CE 利用法人は構成員以外からも賃借や購入によって農地を集積することが可能なので、さらに多くの面積を確保できる。そのため、従業員に他産業並み

の所得を保証できるだけの面積を集積することも、少数精鋭型組織より容易であると思われる。

また少数精鋭型組織では実現し得なかった従業員間の分業のメリットを得ることができる。たとえば、従業員個人の力量や適性を加味して転作部門を担わせるとか、新たな部門を導入するとかが可能となる。また同じ作業に用いる機械を複数台所有することになるため、その中の一部が故障しても他の機械によって補うことが可能になることや、あるいは従業員が交代で休みを取ることもできること等が考えられる。

このように、CE利用法人を核として地域稻作を確立し、あわせて後継者を育成していくことも考えられる。もちろん現実は単純ではないが、後継者を確保しながら地域の稻作を守っていくことを考えるならば、こうしたことも視野に入れてしかるべきである。

註1) 酒井[2]は、技術協定からスタートした集団栽培に基幹的な諸作業の共同化が加わった段階を集団栽培の第二段階とし、この段階では協業によって必要労働力が減少し下層農家、兼業農家が農外に排出される一方で上層農家は集団栽培地の実質的経営者として成長していくと述べている。そして、この過程を「農民層の分解を大きく一步前進させる」ものと主張した。

本稿で見る集落包括型組織においては、すでに兼業に出ている農家や高齢化により作業を委託したいと考えている農家が組織の中にはじめから組み込まれていた。しかし、これらの委託指向の農家は組織化を機に本格的に離農へ動く、つまり分解する可能性が高い。したがって、酒井の言う集団栽培の第二段階と、本稿の集落包括型組織は農民層分解を推し進めるという本質においてなんら変わらないものである。

註2) 新政策では、法人化することによって次のメリットがあるとしている。すなわち、経理の明確化による経営の効率化・合理化、労働者の役割分担の明確化、雇用労働者の福祉の増進(労災保険、雇用保険などの適用)、資金調達力や取引信用力の充実、そして利益が十分大きければ法人税の適用による税制上のメリットを享受できること、また新規就農者の確保が容易となること等である。

7. まとめ

本稿では山形県酒田市の事例をもとに、1990年代に入ってから形成されている稻作生産組織について、その実態および展開方向について考察を行った。これらの稻作生産組織の形成は、一過性のものではなく、再編統合を繰り返しながら少数精鋭型生産組織にシフトしていくことを論じ、さらに担い手の確保という視点から、少数精鋭型生産組織が法人化する道へと敷衍した。このため、今後、政策は組織経営体の育成にもっと重点をおいて良いと思われる。

本稿では山形県酒田市を事例として考察してきたが、そこで見られた「CE利用農家による自主的なCE施設運営+コンバイン共同利用組織」の形態は大いに注目すべきであり、しばしば「ばらまき農政」の象徴として取り上げられる、CEのありかたについて一石を投じるものである。全国各地でCE施設の導入が次々と進んでいる昨今の稻作の状況からして、今回の考察は酒田市のみな

らず、わが国の稻作に関わるものとして受け止めるべきではないだろうか。

なお、事例調査にあたり、広野地区CE利用組合長 加藤清志氏、いきいき酒田新むらづくり推進機構地域マネージャー 尾関恒夫氏、JA庄内みどり広野支店長 斎藤伸二郎氏およびかつて広野農協職員として御活躍された小嶋次夫氏より、貴重な資料ならびにご教授をいただいた（役職はいずれも1996年当時）。記して感謝申し上げたい。

※本稿は、筆者が平成8年度に、東北大学大学院農学研究科へ提出した修士論文、「稻作生産組織の展開方向に関する一考察～山形県酒田市における近年の動向から～」を修正したものであり、岩手県農業研究センターの研究課題ではないことを断つておく。

引用文献

- [1] 広野農業協同組合「広野地区における農業用トラクターの利用の実態と問題点について」1964年。
- [2] 酒井惇一「水稻集団栽培と農民層分解」『経済』第40号、新日本出版社、1967年。
- [3] 酒田市農業委員会「酒田市農業委員会史2」1996年。